

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)	
地域名 (地域内農業集落名)	東佐多・西佐多北部 (塩杣)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲地帯であり、自家用米が主流である。
- ・当地区は、圃場の形状が悪かったり起伏の激しい場所が多く、耕作放棄地が比較的多い状況である。
- ・現時点で認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体がおらず、今後担い手の引き受け手を検討する必要がある。
- ・シカやイノシシ等による有害鳥獣被害も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稲の栽培を行う。
- ・高齢化が進み、圃場の形状も不定形であることから新たな担い手の参入は難しいが、できる限り現状維持を行う。
- ・有害鳥獣被害防止のため電気柵の設置や猟友会との連携による有害鳥獣対策を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)以外の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する農業者が出てくれば、その農業者の農地周辺に集約を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し出し意向があった場合、農地バンクによる集約を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
高齢化が進んでいることから、しらくは取り組む予定はないが、可能性の検討を行う。 関係機関と連携し用水路や排水路等の保全を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
普通期水稻での吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等の活用により電気柵の導入を進めつつ、適正な使用を行うことで、有害鳥獣侵入被害を防止する。
- ③スマート農業の技術について情報を収集し、導入が現実的なものを検討する。
- ⑦市道、農道等被害防止のため、関係機関と連携し、被害防止策を検討する。